二十一項第二号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第二十項第三号」を「第二十一項第三号」に、「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第十六項第三号」を「第十七項第三号」に、「第二十二項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第十七項の」を「第十八項の」に、「第十八項の」を「第十九項の」に、「第十八項第一号」を「第十九項第一号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項第一号中「特定口座」の下に「若しくは非課税口座」を加え、同項を同条第十九項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項第三号中「第十九項」を「第二十項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項の次に次の一項を加える。

16　施行令第二十五条の十の二第十五項第二十四号イに規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第二十五条の十の二第十五項第二十四号イの書類を提出する者の氏名、生年月日及び住所

二　非課税口座（法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座をいう。以下この項及び第十九項において同じ。）が開設されている金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地並びに特定口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

三　当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等（法第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等をいう。第五号において同じ。）を当該特定口座に移管することを依頼する旨及びその移管を希望する年月日

四　当該非課税口座及び特定口座の記号又は番号並びに当該非課税口座の開設年月日

五　移管をしようとする非課税口座内上場株式等の種類、銘柄及び数

六　その他参考となるべき事項

第十八条の十三の四の改正規定を次のように改める。

第十八条の十三の四第一項第三号中「同条第十六項」を「同項第二十四号イに規定する書類、同条第十六項」に改め、同条第三項中「第十八項各号（同条第二十一項」を「第十九項各号（同条第二十二項」に、「同条第十七項（同条第二十一項」を「同条第十八項（同条第二十二項」に改める。

附則第一条第五号を次のように改める。

五　第五条の五の次に一条を加える改正規定、第十八条の九の二の改正規定（同条第七項に係る部分（「第二十五条の八の二第九項第二号」を「第二十五条の八の二第十項第二号」に改める部分及び同項を同条第八項とする部分を除く。）及び同条第四項第二号中「第二十五条の八第十一項」を「第二十五条の八第十二項」に改める部分を除く。）、第十八条の九の三第一項第三号及び第二項の改正規定、第十八条の十一の改正規定、第十八条の十三の四の改正規定、第十八条の十五の三を第十八条の十五の十とし、第十八条の十五の二の次に七条を加える改正規定、第十九条の十一の五第一項の改正規定並びに別表第七㈡の次に一表を加える改正規定　平成二十六年一月一日

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中租税特別措置法施行規則第十八条の二十二第一項第一号の改正規定、同令第十八条の二十三の二第十四項の改正規定（同項を同条第十三項とする部分を除く。）、同条第十五項の改正規定（同項を同条第十四項とする部分を除く。）同令第十八条の二十五第三項第一号の改正規定、同条第五項第四号の改正規定、同条第七項第一号の改正規定、同令第十八条の二十六第二項第一号の改正規定、同条第五項第四号の改正規定、同条第七項第一号の改正規定、同令第二十二条の十第一項第二号の改正規定、同令第二十二条の七十四第一項第二号の改正規定及び同令第二十五条第二項第一号の改正規定　平成二十三年十月一日

二　第一条中租税特別措置法施行規則の目次の改正規定（「第十九条の十五」を「第十九条の十六」に改める部分に限る。）、同令第四条の四の改正規定、同令第五条の三の二の改正規定、同令第九条の五の改正規定、同令第十一条の三の改正規定（同条第二項第六号、第十一項第五号及び第十二項に係る部分を除く。）、同令第十八条の十三の五の改正規定、同令第十八条の十四の二第二項第二号の改正規定、同令第十八条の十五第八項第五号の改正規定、同令第十九条の七第一項第一号ロの改正規定及び同令第二章中第十九条の十五の次に一条を加える改正規定（第十九条の十六第五項に係る部分に限る。）並びに次条の規定　平成二十四年一月一日

三　第一条中租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三の改正規定、同令第十八条の十五の七第二項第二号の改正規定、同令第十八条の十五の八第一項第三号の改正規定、同令第十八条の十五の九の改正規定、同令第二章中第十九条の十五の次に一条を加える改正規定（第十九条の十六第五項に係る部分を除く。）及び同令別表第七㈢の改正規定　平成二十六年一月一日

四　第一条中租税特別措置法施行規則第五条の十四第一項の改正規定（同項中「第五条の十二第一項」を「第五条の十一第一項」に、「第十一条の三第一項の」を「第十一条の二第一項の」に改める部分、同項第一号中「第十一条の三第一項第一号」を「第十一条の二第一項第一号」に改める部分、同項第二号中「第十一条の三第一項第二号」を「第十一条の二第一項第二号」に改める部分、同項第三号中「第十一条の三第一項第三号」を「第十一条の二第一項第三号」に改める部分及び同項第四号中「第十一条の三第一項第四号」を「第十一条の二第一項第四号」に改める部分を除く。）、同令第二十条の十第一項の改正規定（同項中「第四十四条の三第一項第一号」を「第四十四条の二第一項第一号」に改める部分、同項第二号中「第四十四条の三第一項第二号」を「第四十四条の二第一項第二号」に改める部分、同項第三号中「第四十四条の三第一項第三号」を「第四十四条の二第一項第三号」に改める部分及び同項第四号中「第四十四条の三第一項第四号」を「第四十四条の二第一項第四号」に改める部分を除く。）、同令第二十条の二第一項第一号」に改める部分、同項第二号中「第四十四条の三第一項第二号」を「第四十四条の二第一項第二号」に改める部分及び同項第四号中「第四十四条の三第一項第四号」を「第四十四条の二第一項第四号」に改める部分を除く。）及び同令第二十二条の三十二第一項の改正規定（同項第一号中「第四十四条の三第一項第一号」を「第四十四条の二第一項第一号」に改める部分、同項第二号中「第四十四条の三第一項第二号」を「第四十四条の二第一項第二号」に改める部分、同項第三号中「第四十四条の三第一項第三号」を「第四十四条の二第一項第三号」に改める部分及び同項第四号中「第四十四条の三第一項第四号」を「第四十四条の二第一項第四号」に改める部分を除く。）、同令第二十条の二十の改正規定及び同令第二十二条の四十一の改正規定並びに附則第三条第一項、第九条第二項及び第十二条第二項の規定　高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十二号）の施行の日

六　第一条中租税特別措置法施行規則第十一条の三の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定（同条第二項第六号、第十一項第五号及び第十二項に係る部分に限る。）、同令第十一条の四の改正規定、同令第十一条の三の次に一条を加える改正規定、同令別表第六㈠の改正規定及び同令別表第六㈡の改正規定並びに附則第五条の規定　特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第　号）の施行の日

七　第一条中租税特別措置法施行規則第十七条の二の改正規定及び同令第二十二条の五の改正規定　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）の施行の日

八　第一条中租税特別措置法施行規則第二十条の十五の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同令第二十二条の三十七の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定　電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十九号）の施行の日

九　第一条中租税特別措置法施行規則第三十一条の四の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定及び同条第二項の改正規定　都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十四号）の施行の日